

令和5年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

令和5年3月24日瑞穂町教育委員会第3回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第6号 令和5年度瑞穂町立学校教育課程編成について

日程第 4	議案第 7 号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う瑞穂町教育委員会訓令の整備に関する訓令
日程第 5	議案第 8 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う瑞穂町教育委員会訓令の整備に関する訓令
日程第 6	議案第 9 号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第 7	議案第 10 号	瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
日程第 8	議案第 11 号	瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第 9	報告事項 1	第 2 次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の改定について
日程第 10	報告事項 2	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について
日程第 11	報告事項 3	臨時代理の報告について（令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）

開会 午後 3 時 00 分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 28 条の規定により教育長において 3 番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長
鳥海教育長

ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、議案第6号、令和5年度瑞穂町立学校教育課程編成について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第6号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

詳細を説明します。令和5年度瑞穂町立学校教育課程については、令和4年12月16日に教育指導課実施の説明会で示しました「令和5年度 教育課程編成に向けての基本的な考え方」に基づき、各小・中学校が編成したものです。

今回の特徴は4点です。第1点は、コロナ前の通常通りに戻す教育活動と、コロナ禍の中、新たな価値を見いだした教育活動を見極め、バランスよく位置付けることです。

第2点は、各小・中学校では、学力調査の結果から自校の課題を分析し、授業改善をとおして、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことが読み取れます。

第3点は、自校の取組と「ふるさと学習『みずほ学』」、「学びのテーマパーク」などの町の主要施策を関連付けながら、児童・生徒に必要な資質・能力の向上を図っていきます。

第4点は、より簡潔・明瞭・的確な表現を意識するようにしました。具体的には、教育目標のところ、目指す児童・生徒の姿、目指す学校の姿を明らかにすること、教育目標を達成するための「基本方針」、基本方針を各教科で具現化する「指導の重点」と構造的な構成を意識すること、分量（枚数）を減らすこと、などを各小・中学校に助言しました。

今回から実践したのが、瑞穂第二小学校、瑞穂第五小学校、瑞穂中学校、瑞穂第二中学校です。2か年計画で、全校で、すっきりと簡潔で、はっきりと明瞭に、ずばりとの的確な教育課程を目指します。

以上4点のポイントをはじめ、各小・中学校が適正な教育課程を編成するよう、統括指導主事と指導主事

が、説明会の後も、教育課程届出相談日、学校訪問の機会に、個別に指導・助言をしています。
説明は以上です。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第6号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第7号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う瑞穂町教育委員会訓令の整備に関する訓令を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第7号については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する教育委員会の訓令を整備する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

説明します。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規程による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、今まで、国及び各地方公共団体が各々定めていた個人情報保護条例等は個人情報保護法に統合され、改正後の個人情報保護法に定められる全国的な共通ルールに則り運用することとなるので、瑞穂町個人情報保護条例が廃止され、新たに瑞穂町個人情報保護法施行条例が制定されたこと

とにより、町の個人情報保護条例を引用している、瑞穂町教育委員会の訓令の改正が必要となりましたので、このたび整備するために議案として上程するものです。

それでは、各訓令の改正について説明します。議案書を2枚おめくりいただき、第1条による改正の瑞穂町公立学校防犯カメラ監視システムの設置及び運用に関する基準の新旧対照表をご覧ください。第3条において、「瑞穂町個人情報保護条例（平成15年瑞穂町条例第3号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改めます。

1枚おめくりください。第2条による改正の瑞穂町立学校個人情報管理規程の新旧対照表をご覧ください。第1条において、「瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第8条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び瑞穂町個人情報保護法施行条例（令和4年瑞穂町条例第18号。以下「条例」という。）」に改めます。第2条において、「条例」を「法及び条例」に改めます。第3条第3項において、「条例」を「法、条例」に改めます。第6条において、「及び条例、」を「並びに法及び条例」に改めます。

1枚おめくりいただき、第12条において、「条例第11条第2項及び第12項の規程により」を削ります。第16条第2項において、「瑞穂町個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第27号）第9条に規定する」を削ります。

1枚おめくりいただき、第3条による改正の瑞穂町立学校スクール・サポート・スタッフ配置要綱の新旧対照表をご覧ください。第4条において、「瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改めます。

1枚おめくりいただき、第4条による改正の西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要項の新旧対照表をご覧ください。第7条において、「利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改めます。

今回の整備に基づく訓令の改正の施行日は、いずれも令和5年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第7号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長
教育部長

日程第5、議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う瑞穂町教育委員会訓令の整備に関する訓令を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第8号については、地方公務員法の改正に伴い、再任用職員及び再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることにより、短時間勤務の職を規定している根拠となる法の条番号を変更する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長

詳細について説明いたします。1枚おめくりいただき、1枚目の新旧対照表をご覧ください。第1条による改正では、地方公務員法第28条の5第1項を、第22条の4第1項に改めます。また、この訓令は、令和5年4月1日から施行されるものです。

1枚おめくりいただき、2枚目の新旧対照表をご覧ください。第2条による改正も、第1条による改正と同様に地方公務員法第28条の5第1項を、第22条の4第1項に改めます。また、この訓令は、令和5年

4月1日から施行されるものです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第9号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第9号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次のものを任命したいので、本案を提出するものです。議案書を1枚おめくりください。氏名、小町留衣、裏面をご覧ください。田中献一、右側をご覧ください。小池直、裏面をご覧ください。田村裕、右側をご覧ください。高橋阿由美、裏面をご覧ください。佐藤智美、生年月日、住所及び略歴は記載の通りです。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

なお6名は、令和4年度に引き続き、専任するものです。

以上で提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
村上委員
統括指導主事

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
教育相談室の利用状況と、相談の数が増えているのかどうかについて、教えてください。

お答えします。専任相談員6名に対して、年間の就学相談、または来所相談の件数は100件を超えており、かなりの人数をやっているところです。その中、教育相談員が協力して対応する、特に教育相談員で、専任相談員で配慮しなければいけないことは、しっかりと話を聞いて正確なこと、または誤解を招かないことを話さなければいけないために、1人の相談者に対して2人体制で対応するようなことがありますので、このぎりぎりの人数となっています。

ただ6名はチームワークよく進めておりますので、現状はこちらで進めているところでございます。

以上でございます。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件でありますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第7、議案第10号、瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第10号については、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例第5条の規定により、下記のことを委員として委嘱したいので本案を提出するものです。いじめに関する重大事態が発生した場合に、速やかに委員会を開催し、調査を行う必要があるため、すでに内諾をいただいている2名を委嘱するものです。そのほかの委員については、現在選考中でございます。候補者を選考でき次第、別途議案上程させていただきます。

氏名、田中洋一、スプラット智恵美、住所及び生年月日等は記載の通りです。

なお、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上提案理由の説明といたします。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長
教育部長

日程第8、議案第11号、瑞穂町社会教育委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

議案第11号については、瑞穂町社会教育委員が令和5年3月31日任期満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので本案を提出ものです。

議案書を1枚おめくりください。氏名、飯村米蔵、石井正次、吉良明美、笹井鎮彦、志村武保、西村元、牧野壽義、町田恵子、住所及び生年月日は記載の通りです。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

なお、社会教育委員の定数は10人以内ですが、校長会及びPTA連絡協議会からも新たに推薦される予定となっています。

以上提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
村上委員
社会教育課長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

新任の方について、もう少し詳しく教えていただければと思います。飯村米蔵さんについてです。

お答えいたします。飯村米蔵さんでございますが、社会教育関係ということで、文化連盟からの選出でございます。現在、歌謡部に所属してございまして、そちらからの推薦ということで承っております。人格的には穏やかな人ということも聞いてございまして、また、クラブにつきましては120人規模の団体でそこからの選出ということでございます。

以上です。

鳥海教育長

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第9、報告事項1、第2次瑞穂町スポーツ推進計画(後期計画)の改定について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画を改定したので報告するものです。詳細につきましては、社会教育課長が説明します。

社会教育課長

それではお手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1、計画の目的でございます。こちらスポーツを通して、町民一人ひとりが元気で生きがいを実感できる地域社会の実現のため、また生活の中にスポーツが欠かせない存在となること、健康で元気な生活を送ること、このようなまちになることを目指し改定したものでございます。

2、計画の位置づけ及び計画期間になりますが、こちらは第5次瑞穂町長期総合計画を上位計画といたしまして、基本目標の「誰もが健康ですこやかに暮らせるまち」を具体化するための個別計画です。この後期計画の期間でございますが、令和5年から令和9年度までの5年間となります。

次に3の計画の構成及び見直しの概要になります。国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画とも整合性を図りまして、これまでの第2次瑞穂町スポーツ推進計画の基本理念であります、「スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ」は引き継ぎます。コロナ禍により町民のスポーツ活動は制限され、東京2020大会のレガシーや、コロナ禍での施策を反映し、現計画を引き継ぐ計画となっております。また、基本施策も継続し、主要施策の一部を「東京2020大会のレガシーの継続・発展」に改定してございます。

次に主要施設ということで、施策の見直しをしてございます。

(1) 子どものスポーツ・運動・遊びの推進の項目でございますが、子どものニーズに対応できるよう、誰もが等しく参加できるよう、多種多様なスポーツ機会の提供を推進します。

また、幼児期からの運動習慣を作るために、保護者や児童などに対して、幼児期の運動の重要性を発信、また、部活動の地域移行についても、関係団体と連携するよう改定してございます。

(2) といたしまして、生涯スポーツ関係、生涯スポーツの推進の項目におきましては、子育てや働き盛り世代について、隙間時間、通勤時間、休憩時間など、少しの時間を利用して、運動習慣づくりができるよう推進すること、また、高齢者の運動器の健康維持のためのスポーツ活動への参加を促します。

(3) としまして、スポーツによる地域コミュニティの推進では、ウォーキングなどで誰もが気軽に参加体験できるイベントを開催いたします。また、障がい者スポーツなど、多様なスポーツを紹介することで、

誰もが楽しめるスポーツの普及、障がい者スポーツの推進を行って参ります。

(4) スポーツ環境の整備では、東京2020大会をきっかけに、子どもから高齢者、障害のある人もない人でも、誰もが様々な面から、スポーツに関心が持てるよう、情報提供することや、また見る、する、支える、スポーツの価値観を共有し、様々な立場、状況の人と、スポーツを楽しむ環境を作り、スポーツを軸とした共生社会の実現を目指します。また、熱中症やスポーツに関するけがの防止など、スポーツ活動をするにあたり、安全安心の確保の推進、スポーツを見ることによる楽しみや、喜び、ストレス解消などの効果や選手への尊敬、憧れを抱くことは、スポーツをするきっかけにもなります。観るスポーツの魅力の情報発信をしていきます。

(5) 競技力向上の推進では、引き続き継続いたします。

最後に、4、これまでの経緯につきましては記載の通りとなっております。

以上で説明とさせていただきます。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

ご質問ないようですので、委員には左様ご了承願います。

日程第10、報告事項2、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、教育部長より説明を求めます。

報告事項2については、令和5年3月16日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。1枚おめくりください。係長職以上新規採用職員のみを報告とさせていただきます。令和5年4月1日付の人事異動内示のあった職員の一覧でございます。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。

なお、1段目と3段目の新たな教育指導課統括指導指導主事、指導主事の氏名、また、現任の稲富統括指導主事、脇山指導主事の異動先は現在公表されていません。

2段目の社会教育課長、橋本正志氏は、瑞穂斎場組合からの復帰異動です。4段目、学校教育課学務係長、小林芳成氏は、図書館図書係からの異動です。その下になります。社会教育課、社会教育係長、森田貴也氏

鳥海教育長
鳥海教育長
鳥海教育長

教育部長

は下水道課業務係からの異動です。その下、図書館図書係長西村優子氏は、主任職からの昇任となります。その下、教育指導課、教職員係、石川菜々美氏は、新規採用職員です。同じくその下、社会教育課、社会教育係、前川達哉氏も新規採用職員です。

3つ飛ばします。協働推進部、産業経済課、観光・プロモーション係、佐久間裕之氏は、定年退職に伴い、再任用短時間勤務職員としての配置となります。

1つ飛ばします。協働推進部、安全・安心課、安全係長、榎本進氏は、学校教育課学務係からの異動となります。その下、都市整備部、建設課、管理係長、荻野寿郎氏は、社会教育課、社会教育係からの異動となります。

説明は以上です。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

ご質問ないようですので、委員には左様ご了承願います。

日程第11、報告事項3、臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）、教育部長より説明を求めます。

報告事項3については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙の通り臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年度一般会計補正予算第1号の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。

なお、本補正予算は、令和5年3月23日に可決されています。

ご説明いたします。議案書を2枚おめくりください。令和5年度一般会計補正予算第1号教育費関係についてご説明いたします。歳入では、教育費都補助金、エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金を減額します。

歳出では、エデュケーション・アシスタント配置支援事業における会計年度任用職員報酬の減額です。

鳥海教育長
鳥海教育長
鳥海教育長

教育部長

理由は、東京都の10分の10の補助事業で準備を進めて参りましたが、2月中旬に東京都から事業が採択されなかったとの連絡があり、補助金の歳入の見込みがなくなったことから、歳出のエデュケーション・アシスタントの会計年度任用職員の報酬を減額するものです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

ご質問ないようですので、委員には左様ご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された、すべて終了いたしました。

これにて令和5年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後3時30分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員